

建設業関連情報メールマガジン第80号をお届けします。
このメールマガジンは、「建設業関連情報メールマガジン」の配信を申込み
された方々に配信しています。
なお、配信停止を希望される方は、お手数ですが本メール末尾を参照下さい。



INDEX

- 1. 「元請・下請間の取引適正化に関するリーフレット」を作成しました！
～建設業における下請取引適正化のポイント～
- 2. パブリックコメント：意見募集中
～「建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科
試験の免除を受けることができる期間を定める件」の改正案に関する意見
の募集について～
- 3. 「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」の公募開始！！
～中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援します～
- 4. 「経営力向上計画に係る認定申請」はお早めに
～固定資産税賦課期日（1月1日）に向け、年末までに認定が必要です～



1. 「元請・下請間の取引適正化に関するリーフレット」を作成しました！
～建設業における下請取引適正化のポイント～

建設業における元請・下請間の適正な取引を推進するため、リーフレットを作

成しました。

建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進してまいりますので、皆様も御参考として下さい。

◎ リーフレットはこちらから↓（国土交通省HP）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

※ 展開ページの上から二つ目の項目

2. パブリックコメント：意見募集中

～「建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件」の改正案に関する意見の募集について～

「建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件」の改正案について、広く国民の皆様からご意見を募集するため、パブリックコメントの募集を行っております。

ご意見等につきましては、下記のURLからお願いします。

◎ 募集要領、改正案はこちら↓（電子政府の総合窓口 e-Gov）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155160318&Mode=0>

3. 「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」の公募開始！！

～中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援します～

この度、中小企業庁では、国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部の支援として、「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」の公募を開始しました。

公募期間は、平成28年11月14日から平成29年1月17日までとなっております。

◎ 詳細はこちら↓（中小企業庁HP）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2016/161114mono.htm>

4. 「経営力向上計画に係る認定申請」はお早めに

～固定資産税賦課期日（1月1日）に向け、年末までに認定が必要です～

